

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻

認証評価結果

鳴門教育大学教職大学院の評価ポイント

- ・令和4年4月より、大学院学校教育研究科（修士課程）「人間教育専攻現代教育課題総合コース」を「教育探究総合コース」に改称して高度学校教育実践専攻に配置、「高度学校教育実践専攻子ども発達支援コース」を「特別支援教育コース」及び「幼児教育コース」に再編するなど、教員養成や教育課題への対応の充実を図るよう努めている。
- ・「鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会」の設置や、徳島県内の市町村教育委員会との実習に係る連携協定の締結、及び「オーダーメイド型学校支援事業」による課題解決や人材育成への支援等を展開しており、徳島県教育委員会をはじめ、地域の教育委員会との連携の充実は高く評価できる。
- ・学校現場等で働きながら学び、また学び続ける教員の育成を図るために、対面型での修学が困難な現職教員等を対象にした「教職大学院遠隔教育プログラム」を実施している。遠隔教育プログラム実施に係るガイドラインの策定や、教職大学院遠隔教育プログラム・アドバイザーの配置を通して充実に努めており、今後の発展が期待される。
- ・全教科対応型の教職大学院として、10にわたる教科教育領域を備え、教科の学びを保障するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実践力を高めるカリキュラムを構築している。連携協力校からの要望もあることから、今後の充実が期待される。
- ・「理論と実践の往還」の実現のため、専門科目と連動して、個々の計画に沿った実習を実施し、成果を報告書としてまとめさせており、後進の学生等の活用が図られるよう整備に努めている。

令和7年3月

一般財団法人教員養成評価機構

I 認証評価結果

鳴門教育大学教職大学院（学校教育研究科高度学校教育実践専攻）は、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定する。

認定の期間は、令和12年3月31日までとする。

II 基準ごとの概評

基準領域1 学生の受入れ

基準1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学生の受入れについては、コース会議、大学院学校教育研究科入試委員会及び教授会において入学者選抜に係る必要事項を諮り、定めている。内容については、「学生募集要項」としてWeb等により広く公開、提供している。

入学者の選抜機会確保のため、年3回にわたる大学を会場とした選抜、及び「オンライン特別選抜」を実施している。令和6年度は、年2回にわたる大学を会場とした選抜、及び年2回の「オンライン特別選抜」を実施し、機会確保に努めている。また、大学院派遣制度による修学が難しい現職教員等のニーズに対応するため、令和4年度より、教職系の幼児教育や学校づくりマネジメントなどのコースにおいて「教職大学院遠隔教育プログラム」を実施し、学校管理職や指導主事等、多様なキャリアを有する学生を受け入れ、令和3年度と比較して2倍近くの現職教員を受け入れている。

なお、学部卒学生については、学部長等による受験生の推薦制度を活用できる連携協力協定校大学の拡充に取り組み、大学院進学に強い熱意と学業成績に優れている学生の確保に努めており、入学者数は増加傾向にある。

以上のことを踏まえ、取組の継続と充実、さらなる工夫を図り、定員充足に引き続き努めていただきたい。

基準領域2 教育の課程と方法

基準2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

4つのタイプ（教科・総合系現職教員学生、教職系現職教員学生、教科・総合系学部卒学生、教職系学部卒学生）の学生が互いの強みを生かせるよう、系を超えて履修できる「ハイブリット型カリキュラム」を構築している。「ハイブリット型カリキュラム」においては、共通科目と専門科目、実習科目、最終成果報告書の作成という授業科目間の関係性を明確にし、体系化している。

また、「教職大学院カリキュラムマップ」及び「専門職学位課程カリキュラムイメージ図」により、2年間の学修の流れを把握し、体系的に履修できるような時間割と学習スケジュールを設定しており、到達目標をシラバスに明記している。

基準2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

「ハイブリット型カリキュラム」の趣旨に沿い、現職教員学生と学部卒学生、教科・総合系と教職系の授業において、内容に応じて共修と別修の授業を設定している。共修の授業では、現職教員学生と学部卒学生とが一緒に課題や演習に取り組み、教師にとり必要な資質能力である協働性を学ぶ機会としている。ただし、現職教員学生の履修がない場合もあることから、現職教員学生と学部卒学生のかかわりの重要性を踏まえ、共修の授業の方法や機会等の工夫、改善について、今後さらに検討され

たい。

別修の授業では、教育課題に関する事例をもとに、教職大学院の学生以外の現職教員との実務経験を踏まえたディスカッション等により、互いの新たな気付きを促す場の設定に努めている。

「教職大学院遠隔教育プログラム」の開設により、働きながら無理なく学修することを可能としている。指導担当教員によるチャット機能等を利用した伴走型個別指導並びに夏期休業等を利用した対面授業における学生同士の学び合いや、「教職大学院遠隔教育プログラム授業実施ガイドライン」の策定、及び「教職大学院遠隔教育プログラム・アドバイザー」の配置などにより、教育内容の充実と質を高めるよう取り組んでいる。

遠隔教育プログラムの質の向上に係る課題等について整理し、課題や改善点についてはFD活動等により大学教員間で共有することにより、今後の発展が期待できる。

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

徳島県内の市町村教育委員会と連携協力校協定を締結し、幼稚園 20 園、小学校 59 校、中学校 26 校、高等学校 5 校、特別支援学校 11 校の実習受入校を確保しており、高く評価する。

実習の体制としては、学生ごとに実習責任教員と実習指導教員の 2 人が担当し、教育実習総合支援センターとの連携により、実習受入校の巡回指導を実習期間中 3 カ月に 1 回程度行っている。

また、実習と連動する授業科目として、「教育実践研究 I・II」を設定し、実習前には計画の検討とディスカッション、課題の焦点化を図るとともに、実習後にはリフレクションと実践研究の検討を実施している。

実習に際しては、「フィールドワークの手引」をもとに実習校と事前打合せを行い、打合せ後には「実習スケジュール表」を提出させるとともに、週録を通して毎月の実習時間及び総実習時間を可視化、実習校での活動の把握しながら大学での指導を効果的に行うよう努めている。実習終了後は、実習報告書に加え、実習校の実習責任者からの評価報告書の提出により事後指導の参考としている。

ただし、学部卒学生の研究テーマの伝達や、実習の評価について、連携協力校側で十分認識ができていない事例が確認された。円滑かつ充実した実習の運用について、FD 活動等で共有し、連携協力校との密な連絡調整を期待したい。

「教職大学院遠隔教育プログラム」による現職教員学生の勤務校での実習においては、学校長の理解のもとで実施するとともに、大学教員の訪問指導や遠隔指導による伴走型指導体制をとっている。

なお、専門職大学院設置基準に定める小学校等での一定期間以上の教職経験を有する者については、10 単位を上限に実習単位の免除を認めている。その際には、「実習免除審査委員会」において、免除対象実習科目における到達目標の達成度等について口頭試問を含む審査を行っており、審査結果を教務委員会、教授会で諮り、学長が許可することとしている。

基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

評価結果・・・基準の内容を満たしていると判断する。

成績評価・単位認定は、基準を学則で定め、「成績評価のガイドライン」に定める観点により適切な運用に努めている。今後、高等教育の質保証の観点からみて、学生のリフレクション等へのフィードバックの充実、及び評価基準の適切さについて検討し、FD 活動等により大学教員間での共通理解を図られたい。

また、修了認定については、修了要件を学則で定め、「学修評価判定委員会」で審査し、その結果と単位修得状況をもって、「大学院学校教育研究科教務委員会」及び教授会で判定するという体制で行っている。認定基準等は、「履修の手引」で学生に周知している。

なお、専攻長による成績点検の実施や、自己点検・評価の機会に成績評価・修了判定に係る評価観点を設けて妥当性を担保するとともに、「成績評価の異議申立てに関する申合せ」を定め、成績に異議がある場合には申立書による申し立てができる機会を保障している。

基準領域3 学習成果

基準3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

ディプロマ・ポリシーに基づき、「教育実践力・自己教育力・教職協働力」の3領域・10観点を到達目標として設定し、「学びのポートフォリオ」により学生の学びの状況を可視化しており、教職員と学生とで共有している。

なお、学生の自己評価結果によると、教育内容の満足度や理解、教員としての資質能力の向上などの設問において肯定的な回答が9割以上であること、また直近5年間の教員就職率が91%であることから、学習成果が認められる。

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

隔年を目途に、徳島県内の全教育長及び公立学校長を対象にアンケート調査を行い、修了した現職教員学生の学習成果や課題等についての意見収集を行っている。

また、修了後の修了生についても短期的・中長期的にアンケート調査を実施し、成果の把握に努めている。学生からの意見や要望については、総務委員会や教授会等で共有するよう努めている。

基準領域4 教育委員会等との連携

基準4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

平成27年に「国立大学法人鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携協力による協定書」を締結し、「鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会」を設置している。協議会には、「教員人材育成部会」、「教員研修部会」、「学力向上部会」、「いじめ・生徒指導部会」の専門部会を設置している。部会での協議事項は、教職大学院の授業や教育活動の一助としている。

また、「地域の教育課題と教育行政の実務」の授業においては、徳島県庁や県議会へのフィールドワークを通して教育政策と人事や人材育成への知見を深めるなど、徳島県や市町村教育委員会の課題解決に向けた研究に取り組んでいる。

徳島県や県内自治体との連携、信頼関係の構築により、地域の教育課題等の解決や人材育成に積極的に取り組んでいることは高く評価できる。

基準領域5 学生支援と教育研究環境

基準5-1

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

入学直後には、コース別のオリエンテーションを実施し、学生の学修履歴や実務経験に応じた履修計画について指導するとともに、実習責任教員や教務課職員が指導、助言を行っている。また、教職大学院支援アドバイザーを配置して、学修支援にあたっている。コロナ禍の時期においても、遠隔教育システムを活用して適切な支援を行っていたことを評価する。

「教職大学院遠隔教育プログラム」受講生には、プログラム専任のアドバイザーが授業後の質問等への応答、履修計画の相談に応じて助言等を行っており、担当教員との共有に努めている。

なお、修了生等への支援として、同窓会との連携により「同窓生のための相談室」を設置して情報提供や相談の充実に努めている。

基準5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘル

ス等に対応する措置が適切であること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学生の生活支援、キャリア支援、ハラスメント対応、メンタル・ヘルス対応として、全学での相談室等を設置している。また、特別な支援を必要とする学生に対しては、「障害学生支援委員会」で審議し、必要な支援を行えるよう努めている。

なお、学生への経済的な支援としては、授業料免除をはじめ、鳴門教育大学基金における SEO 奨学基金等を行っている。令和5年度からは、教職大学院独自の取組として厚生労働省の「教育訓練給付金制度」を利用できるようにしている。

基準5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

講義室 21 部屋、演習室 62 部屋など、授業のほか、学生の自主学習の場として活用できるよう、整備されている。院生室は、コース単位で設置されており、学修履歴や実務経験等が異なる学生が交流できるよう配慮されている。

附属図書館においては、研究に資する図書や学術雑誌等が整備されている。また、修了生の最終成果報告書は、取りまとめたものを附属図書館に配架し、後進の活用が図られるよう整備されており評価できる。

基準領域6 教育研究実施組織

基準6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

高度学校教育実践専攻の教員は、専門職大学院設置基準を上回る 104 人の専任教員を配置、うち実務家教員 28 人を配置しており、「徳島県教育委員会との実務家教員に係る人事交流に関する協定書」に基づき、継続的に人事交流を行っている。また、附属学校園長・校長が教育実践教員として教職大学院の教育活動に携わるよう、実践指導力に重点を置いた組織としている。

教員の採用にあたっては、「教員選考基準に関する規則」、及び「実務家教員に係る教員選考基準の適用について」を定めている。「女性教員の割合を引き上げるためのポジティブアクション」により、積極的な女性採用に努めており、今後も、ワークライフバランスや女性教職員の上位職登用及び管理職登用割合の向上への継続した取組に期待したい。

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

第4期中期目標・計画に掲げる「オーダーメイド型学校支援事業」の実施にあたっては、学内外の委員による「鳴門教育大学AWA教育シナジー・プラットフォーム運営委員会」を設置し、課題のヒアリングや選定、研究・実践支援について協議、展開している。教育委員会や学校と連携した実践的研究への取組は、地域の教育課題解決や人材育成等に寄与しており、評価できる。今後の充実、発展が期待される。

学内の全教員を対象とする「FD推進事業」を毎年度実施している。また、全授業科目において授業評価アンケートを実施し、各教員は担当の授業科目について「大学院授業評価の結果報告書」にコメントを付し、各コースで授業評価分析結果を共有している。また、「大学院学校教育研究科教務委員会」に事務職員が委員として参加し、教員と同じ立場で教育課程の編成や運営に関わるなど、連携に努めている。

大人数の教職員が在籍する教職大学院であることから、今後も大学が掲げる「教師教育のトップランナー」を目指して、高等教育の質保証を踏まえた授業改善と組織改善の双方の視点でのFD・SD活

動のより一層の充実を期待したい。

基準領域7 点検評価と情報公表

基準7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

毎年度の全学的な自己点検・評価の過程においては、教職大学院の教育課程の自己点検・評価を実施している。評価にあたっては、「内部質保証に関する方針」で定める領域ごとの責任者の意見などから「優れた成果が確認できる取組」や「改善を要する事項」を把握し、改善を図るよう取り組んでいる。

基準7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院の教育研究活動については、教育委員会関係者等を学修成果報告会に招き成果を周知しているほか、「鳴門教育大学学術研究コレクション」として教職大学院修了生の学修成果報告書要旨を一般公開するなど、研究成果の発信に努めている。

徳島県をはじめとした自治体と連携した教職員研修への取組や、「オーダーメイド型学校支援事業」による学校との連携等により、引き続き教職大学院の研究の成果や知見を積極的に発信するとともに、一般教職員向けの研修や情報伝達のより一層の充実を図りたい。

III 評価結果についての説明

鳴門教育大学から令和5年10月25日付け文書にて申請のあった教職大学院(学校教育研究科高度学校教育実践専攻)の認証評価について、その結果をI~IIのとおり報告します。

教員養成評価機構では、「教職大学院等の認証評価に関する規程(平成21年10月20日理事会決定)」に基づき「認証評価実施要項」、「自己評価書作成要領」、「訪問調査実施要領」等により鳴門教育大学が実施した自己評価を前提に書面調査及び訪問調査を行い、評価結果を作成しました。

評価は、機構の評価委員会の下にある評価専門部会の評価員6名が担当しました。評価員は、教職大学院等を有する大学の関係者、有識者で構成されています。評価にあたっては、教職大学院評価基準(平成21年10月20日決定)に基づき実施しました。

書面調査は、令和6年6月末に提出のあった「教職大学院認証評価自己評価書」、「基礎データ：1 現況票、2 専任教員個別表、3 専任教員の教育・研究業績、4 シラバス」及び「添付資料一覧：資料1 2025年度(令和7年度)学生募集要項(一般選抜)(P.1、P.22~P.24)ほか全105点、訪問調査時追加資料：資料106 教職大学院入試(数学科教育コース)評価基準ほか全37点」をもとに調査・分析しました。

「教職大学院認証評価自己評価書」における「VII 基準ごとの自己評価」の調査・分析については、「VI 前回評価の指摘事項の対応状況」及び「VIII 法令要件事項の確認」の記載内容を踏まえています。

各評価員による調査・分析の結果は、主査(鳴門教育大学教職大学院認証評価担当)に集められ、評価専門部会(評価チーム会議)の検討を経て整理し、令和6年10月8日、鳴門教育大学に対し、訪問調査時における確認事項と追加提出書類・閲覧書類に関する連絡をしました。

訪問調査は、「現地訪問視察」と「ウェブによる面談」に分け、令和6年10月28日に現地訪問視察を、令和6年11月11日にウェブによる面談を鳴門教育大学教職大学院(学校教育研究科高度学校教育実践専攻)に対して実施しました。

現地訪問視察では、教職大学院関係者(責任者)及び教員との面談(1時間30分)、学生との面談(1時間)、連携協力校の視察・同校校長及び教員等関係者との面談(1校1時間)、学習環境の状況調査(30分)、関連資料の閲覧を実施しました。

ウェブによる面談では、教育委員会等関係者との面談(45分)、連携協力校校長及び教員等関係者

との面談（45分）、授業等教育現場視察（1科目1時間）、修了生との面談（45分）、教職大学院関係者及び教員との面談（15分）を実施しました。

書面調査と訪問調査に基づき、各評価員から主査に調査・分析結果の最終報告が集められ、主査及び副査が評価結果を取りまとめた後、評価員全員で確認し、令和6年12月25日開催の評価専門部会において審議し「評価結果原案」としました。

「評価結果原案」は、令和7年1月23日開催の第2回評価委員会に諮り審議し、「評価結果案」としました。「評価結果案」を、鳴門教育大学に示し、意見申立の手続きを経たのち、第3回評価委員会を行い、令和7年3月14日をもって最終的な評価結果を決定いたしました。

評価結果は、表紙の「教職大学院の評価ポイント」、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 基準ごとの概評」で構成されています。

「教職大学院の評価ポイント」は、鳴門教育大学教職大学院（学校教育研究科高度学校教育実践専攻）の教育課程、教員組織、施設・設備、そのほか教育研究活動について、評価により見出される特色や大きな問題点について記しています。

「Ⅰ 認証評価結果」は、機構の教職大学院評価基準に適合しているか否かを記しています。適合していない場合は、その理由を付しています。

「Ⅱ 基準ごとの概評」は、基準ごとの評価結果、及び基準ごとの評価により見出される特色や問題点について記しています。

Ⅰで認証評価基準に適合しているにもかかわらず、問題点や改善を要する事項が記載された事項は、今後、是正するような措置を講じることを求めるものです。ただし、このことについて、後日、改善報告書等の提出を求めるものではありません。

以上

添付資料一覧

- 資料 1 2025 年度（令和 7 年度）学生募集要項（一般選抜）（P. 1、P. 22～P. 24）
- 資料 2 2025 年度（令和 7 年度）大学院ガイドブック（P. 6）
- 資料 3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程
- 資料 4 入試区分別志願者数
- 資料 5 連携協力協定大学一覧（協定締結日情報を含む）
- 資料 6 連携協力協定大学からの入学者数推移
- 資料 7 コース等別の志願・合格・入学者数実績
- 資料 8 コース等別の学部卒学生・現職教員学生別のデータ（直近 5 年分）
- 資料 9 教職大学院遠隔教育プログラムパンフレット
- 資料 10 科目別履修登録状況（令和 5 年度）
- 資料 11 令和 6（2024）年度入学生適用履修の手引（専門職学位課程）（P. 9～P. 20）
- 資料 12 教職大学院カリキュラムマップ
- 資料 13 専門職学位課程カリキュラムイメージ図（履修モデル）
- 資料 14 教科実践高度化系カリキュラム編成の基本コンセプト
- 資料 15 授業時間割表（専門職学位課程）【令和 5 年度以降入学者用】
- 資料 16 授業時間割表（専門職学位課程）【令和 4 年度入学者用】
- 資料 17 鳴門教育大学教職大学院遠隔教育プログラム授業実施ガイドライン
- 資料 18 教職大学院遠隔教育プログラム・アドバイザーに関する申合せ
- 資料 19 鳴門教育大学遠隔教育授業ガイドライン
- 資料 20 教職大学院実習体系図
- 資料 21 令和 6 年度教職大学院実習科目実施計画（実習一覧）
- 資料 22 実習の手引き
- 資料 23 連携協力校配付資料
- 資料 24 実習記録（サンプル）
- 資料 25 連携協力校一覧
- 資料 26 鳴門教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における実習担当教員に関する要項
- 資料 27 巡回指導の回数分かる資料
- 資料 28 実習スケジュール表（サンプル）
- 資料 29 フィールドワークの手引
- 資料 30 鳴門教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規程
- 資料 31 鳴門教育大学実習免除審査委員会要項
- 資料 32 鳴門教育大学実習単位免除審査の取扱いについて
- 資料 33 学則（第 48 条、第 49 条、第 73 条）
- 資料 34 成績評価のガイドライン
- 資料 35 大学院学校教育研究科履修規程（第 11 条）
- 資料 36 成績評価の異議申立てに関する申合せ
- 資料 37 成績管理のフローチャート
- 資料 38 自己評価点検シート
- 資料 39 令和 5 年度成績分布
- 資料 40 学びのポートフォリオ
- 資料 41 鳴門パースペクティブ
- 資料 42 e-ポートフォリオの運用が分かる資料
- 資料 43 教育等に関するアンケートフロー図
- 資料 44 教職大学院における教員就職状況（学部卒学生）
- 資料 45 教育等に関するアンケート要領
- 資料 46 教育等に関するアンケート（令和 3 年度教育長・学校長対象）分析結果
- 資料 47 教育等に関するアンケート（令和 4 年度専門職学位課程修了生対象）
- 資料 48 追跡調査実施要項

- 資料 49 包括連携協定書
- 資料 50 鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会設置要項
- 資料 51 「(新) 主幹教諭研修」資料
- 資料 52 「校内研修ファシリテーター養成講座」資料
- 資料 53 令和5年度「大学連携強化！学校力向上拠点校事業」実施報告書
- 資料 54 教職大学院遠隔教育プログラム・アドバイザーの業務概要
- 資料 55 大学 Web ページ（同窓生のための相談室）
- 資料 56 大学 Web ページ（なんでも相談室）
- 資料 57 なんでも相談室相談受付実績
- 資料 58 大学 Web ページ（就職支援）
- 資料 59 大学 Web ページ（ハラスメントについて）
- 資料 60 大学 Web ページ（学生相談室）
- 資料 61 障害学生支援委員会規程
- 資料 62 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程
- 資料 63 授業料免除選考基準
- 資料 64 授業料免除選考基準の運用について
- 資料 65 授業料特別免除の予算及び選考基準等について
- 資料 66 鳴門教育大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する要項
- 資料 67 国立大学法人鳴門教育大学鳴門教育大学基金における S E O 奨学基金（大学）用資金要項
- 資料 68 国立大学法人鳴門教育大学鳴門教育大学基金における S E O 奨学基金（大学）要項の運用について
- 資料 69 大規模災害による被災者に対する令和6年度における経済的支援措置に関する申合せ
- 資料 70 教育訓練給付金資料
- 資料 71 学生生活案内 2024（P. 148～P. 170：キャンパス MAP）
- 資料 72 学生生活案内 2024（P. 66：グループ学修等に利用できる部屋一覧）
- 資料 73 院生室一覧（高度学校教育実践専攻）
- 資料 74 情報基盤センターパンフレット（P. 3～P. 4）
- 資料 75 大学 Web ページ（鳴門教育大学学術研究コレクション）
- 資料 76 令和6年度学内予算配分状況
- 資料 77 令和5年度教育研究環境維持・改修に係る予算執行状況
- 資料 78 鳴門教育大学教授会規則
- 資料 79 教授会議事一覧
- 資料 80 鳴門教育大学教育研究組織規則
- 資料 81 運営・教育研究組織
- 資料 82 新任大学教員の附属学校における研修実施要項
- 資料 83 徳島県教育委員会との実務家教員に係る人事交流に関する協定書
- 資料 84 教育実践教員に関する要項
- 資料 85 教員選考基準に関する規則
- 資料 86 実務家教員に係る教員選考基準の適用について
- 資料 87 女性教員の割合を引き上げるためのポジティブアクション
- 資料 88 異なるコース教員による実習指導，ならびに学部生の卒業指導の取り扱いについて
- 資料 89 専攻に関わる授業科目の担当について
- 資料 90 令和5年度共同研究テーマ一覧
- 資料 91 鳴門教育大学研究紀要
- 資料 92 学校教育実践研究
- 資料 93 令和6年度当初予算における業績主義的傾斜配分結果
- 資料 94 令和5年度 FD 推進事業実施報告書
- 資料 95 授業評価実施要領
- 資料 96 自己点検・評価実施要項
- 資料 97 大学院学校教育研究科教務委員会規程

- 資料 98 内部質保証に関する方針
- 資料 99 自己点検・評価委員会フロー
- 資料 100 令和 5 年度自己評価・点検シート
- 資料 101 大学 Web ページ（教育研究活動等の状況）
- 資料 102 大学 Web ページ（鳴門教育大学学術研究コレクション）
- 資料 103 学修成果報告会発表会日程
- 資料 104 大学 Web ページ（教職大学院紹介ページ）
- 資料 105 教職大学院リーフレット
- 〔追加資料〕
- 資料 106 教職大学院入試（数学科教育コース）評価基準
- 資料 107 2025 年度（令和 7 年度）学生募集要項（一般選抜）（P. 24～P. 25）
- 資料 108 メタバース大学院入試相談会開催案内
- 資料 109 令和 3（2021）年度専門職学位課程 授業評価報告書
- 資料 110 授業評価報告書 2022
- 資料 111 任用協議書（アドバイザー）
- 資料 112 鳴門教育大学遠隔教育授業ガイドライン
- 資料 113 学校外施設での実習録等
- 資料 114 教育実習総合支援センター組織図
- 資料 115 教育実習総合支援センター規則
- 資料 116 市町村教育委員会連携協定書
- 資料 117 令和 5 年度実習免除申請・認定状況
- 資料 118 学びのポートフォリオ（教科・総合系）
- 資料 119 学びのポートフォリオ（教職系）
- 資料 120 R3 鳴門教育大学教育課程連携協議会議事要録
- 資料 121 R4 第 1 回鳴門教育大学教育課程連携協議会議事要録
- 資料 122 R4 第 2 回鳴門教育大学教育課程連携協議会議事要録
- 資料 123 R5 鳴門教育大学教育課程連携協議会議事要録
- 資料 124 R5 AWA 教育シナジー・プラットフォーム運営協議会資料
- 資料 125 R5 AWA 教育シナジー・プラットフォーム運営協議会 議事要録
- 資料 126 R5 学校支援事例報告集
- 資料 127 R5 1・2 年次_1 2 回_主幹教諭研修要項
- 資料 128 R6 シラバス「地域の教育課題と教育行政の実務」
- 資料 129 SchoolLeaderManagementProject(徳島県教育委員会)
- 資料 130 同窓会による講演会等開催状況
- 資料 131 学生生活案内 2024 (P. 148～P. 170 : キャンパス MAP)
- 資料 132 R5 徳島市教育実習生受入連絡協議会資料
- 資料 133 R5 鳴門市教育実習連絡協議会資料・議事要録（第 1 回）
- 資料 134 R5 鳴門市教育実習連絡協議会資料・議事要録（第 2 回）
- 資料 135 R5 板野郡実習連絡協議会資料・議事要録
- 資料 136 鳴門教育大学 AWA 教育シナジー・プラットフォーム運営協議会要項
- 資料 137 オーダーメイド型学校支援事業運営図
- 資料 138 R5 県教委等地域連携協力事業（公募要領）
- 資料 139 第 1 回地域連携センター会議 議事要録
- 資料 140 第 1 回地域連携委員会 議事要録
- 資料 141 令和 5 年度 FD 推進事業実施報告書（抜粋）
- 資料 142 遠隔教育関連動画・資料（ランチャミーティング 動画等）

認証評価案事実誤認に基づく意見申立

大学・研究科・専攻名：鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻

基準等	該当箇所	理由	意見申立への対応
基準2-2	<p>P2 44行目 「ただし、現職教員学生の履修がない場合もあることから、現職教員学生とのかかわりが重要となる共修の授業の工夫、改善について検討されたい。」</p>	<p>自己評価書P10（2025年度版大学院ガイドブックP20）の図で示すとおり、各ハイブリッド共通科目については、他のタイプの学生と協働で学び視野を広げるための「共修」による学修を行っている。</p> <p>専門科目については、ハイブリッド型を前提としていないが、授業科目の履修状況によっては、「現職」と「学卒」、または「教科・総合系」と「教職系」の間で「共修」の学修となる場合もある。</p> <p>また、専門科目で「共修」できない場合についても、小・中学校等での勤務経験がある大学教員が学校現場の経験に基づき助言や示唆を与えたり、当該授業科目の過去における履修者（現職院生）への指導経験に基づき助言や示唆を与えたりすることで、学びを深めるための工夫を行っている。</p> <p>以上の理由により、本学では「共修」の授業を様々な工夫により、適切に実施できていると考えている。</p>	<p>当該大学院においては、異なるキャリアを持つ者（現職教員学生と学部卒学生）が互いの強みを生かして、教科実践力又は教職協働力の向上を図る「ハイブリット型カリキュラム」を設定している。</p> <p>共修、別修による学修について、当該大学院の意見申立を勘案するとともに、今後さらに配慮を求める内容の記述に修正する。</p> <p>「ただし、現職教員学生の履修がない場合もあることから、現職教員学生と学部卒学生のかかわりの重要性を踏まえ、共修の授業の方法や機会等の工夫、改善について、今後さらに検討されたい。」</p>

<p>基準2-3</p>	<p>P3 24行目 「ただし、学部卒学生の研究テーマの伝達や、実習の評価についての連絡調整においては、改善の余地がある。円滑かつ充実した実習の運用については、FD活動等で共有されたい。」</p>	<p>「学部卒学生の研究テーマの伝達」については、添付資料「インターンシップの手引（教員養成特別コース）」のP4の5行目に記載のとおり、「実習担当教員とともに、実習校を訪問し、あいさつ」する際に、「構想発表会の資料を持参する」こととしており、その中に研究テーマを記載している。そのことから、本学では実習校は実習生の研究テーマを適切に理解していると考えている。</p> <p>「学部卒学生の実習の評価」については、添付資料「インターンシップの手引（教員養成特別コース）」のP2の30行目に記載のとおり、「評価については、実習週録等による院生の活動状況をもとに、大学の実習担当者（実習担当責任教員）が、実習実施責任者（実習校校長）及び実習実務担当者（実習校学級担任）と話し合った結果を基に行う」こととしている。そのことから、本学では実習の評価を適切に行うことができていると考えている。</p> <p>以上の2点の指摘を踏まえ、今後も遺漏のないように実習校との連絡を密にして進めていく所存である。</p>	<p>当該大学院においては、「フィールドワークの手引」や「インターンシップの手引」等を整備し、実習校と連携していることは理解しているが、研究テーマや実習の評価について、連携協力校側で十分に認識されていなかった事例を確認している。</p> <p>当該大学院の意見申立を勘案するとともに引き続き連携を密に推進することを求める内容の記述に修正する。</p> <p>「ただし、学部卒学生の研究テーマの伝達や、実習の評価について、<u>連携協力校側で十分認識ができていない事例が確認された。</u>円滑かつ充実した実習の運用について、FD活動等で共有し、<u>連携協力校との密な連絡調整を期待したい。</u>」</p>
--------------	--	---	--